

# 第 3 編 下 水 道

## 第 1 章 下水道事業のあゆみ

1. はじめに
2. 事業年表
3. 汚水計画
4. 雨水計画
5. 管渠延長
6. 下水道使用料の変遷
7. 東部大阪都市計画下水道(旧:枚方都市計画下水道)の経過
8. 枚方市公共下水道事業計画の策定(旧:認可)の経過
9. 東部大阪都市計画下水道事業(旧:枚方都市計画下水道)の認可

## 1. はじめに

本市の下水道事業は、市域面積約 6,512 ヘクタールの内、約 5,228 ヘクタールを下水道の計画区域と定めており、汚水と雨水を別々の管渠に分けて排除する分流式下水道で整備を進めてきました。

汚水整備は、昭和 33 年の日本住宅公団香里団地の整備に伴い建設された香里処理場の供用開始に始まり、大阪府が事業主体である流域下水道<sup>※</sup>の淀川左岸流域下水道や寝屋川北部流域下水道の進捗状況に合わせて整備を進めてきました。

とりわけ、本市域の大半の汚水処理を行う渚水みらいセンター（旧渚処理場）が平成元年に供用開始したことに伴い、本格的に整備を進めました。

その結果、公共下水道汚水整備人口普及率は、「淀川左岸流域関連公共下水道」と「寝屋川北部流域関連公共下水道」を合わせて令和 2 年度末（令和 3 年 3 月 31 日）時点で 97.4%となりました。

### 【流域下水道図】



#### ※流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け、処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなります。事業主体は原則として都道府県となります。本市域内では下記の施設が都市計画決定されています。

- ◆ 淀川左岸流域下水道  
管渠施設・処理施設
- ◆ 寝屋川北部流域下水道  
管渠施設・ポンプ施設

一方、雨水整備は、都市下水路として整備を始め、ポンプ場や幹線下水道、雨水貯留施設など基幹施設の整備を中心に現在も計画的に進めています。また、幹線水路や暗渠の上部空間を都市の貴重なオープンスペースとして位置付け、親水性にあふれた空間づくりも併せて進めてきました。

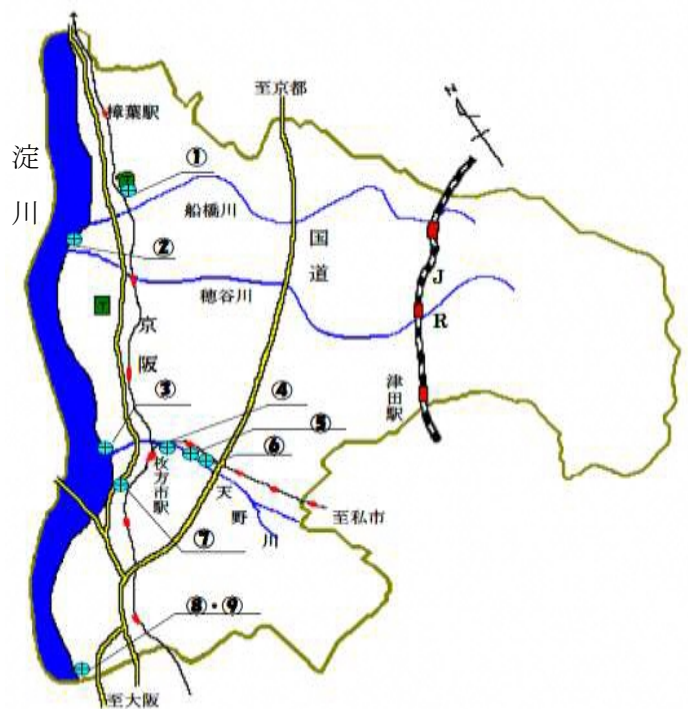
しかし、本市では、近年の地球環境などの変化による局地的豪雨対策も含め、浸水被害の軽減に向けた取り組みが喫緊の課題となっており、平成 8 年度に変更した 10 年確率降雨（降雨強度 54.4mm/h）にも対応できる早急な整備が求められています。

また、雨水整備は地形上の制約を大きく受けるため、地域毎に適した効果的かつ効率的な整備を必要とします。地形上の制約で最も大きなものが雨水の放流先である河川の状態です。本市では市域の西側に「淀川」が流れ、東西方向に淀川へ流入する「船橋川」、「穂谷川」、「天野川」がそれぞれ流れています。

これらの河川に囲まれた一部の地域では、一定規模以上の雨が降った場合、下水道管や水路を通じて雨水を自然に河川へ排除できない地形となっています。

本市では、市内 9 箇所に雨水ポンプ場を備えており、一定規模以上の雨が降った場合、これらのポンプを運転し、雨水を強制的に河川へ排除しています。

NO	ポンプ場名
①	北部ポンプ場
②	藤本川ポンプ場
③	黒田川ポンプ場
④	新安居川ポンプ場
⑤	溝谷川ポンプ場
⑥	犬田川ポンプ場
⑦	安居川ポンプ場
⑧	蹉跎ポンプ場
⑨	深谷ポンプ場



都市計画道路京阪南 2 号線の高架側道の歩道に設けられたせせらぎ水路



水面（みなも）廻廊

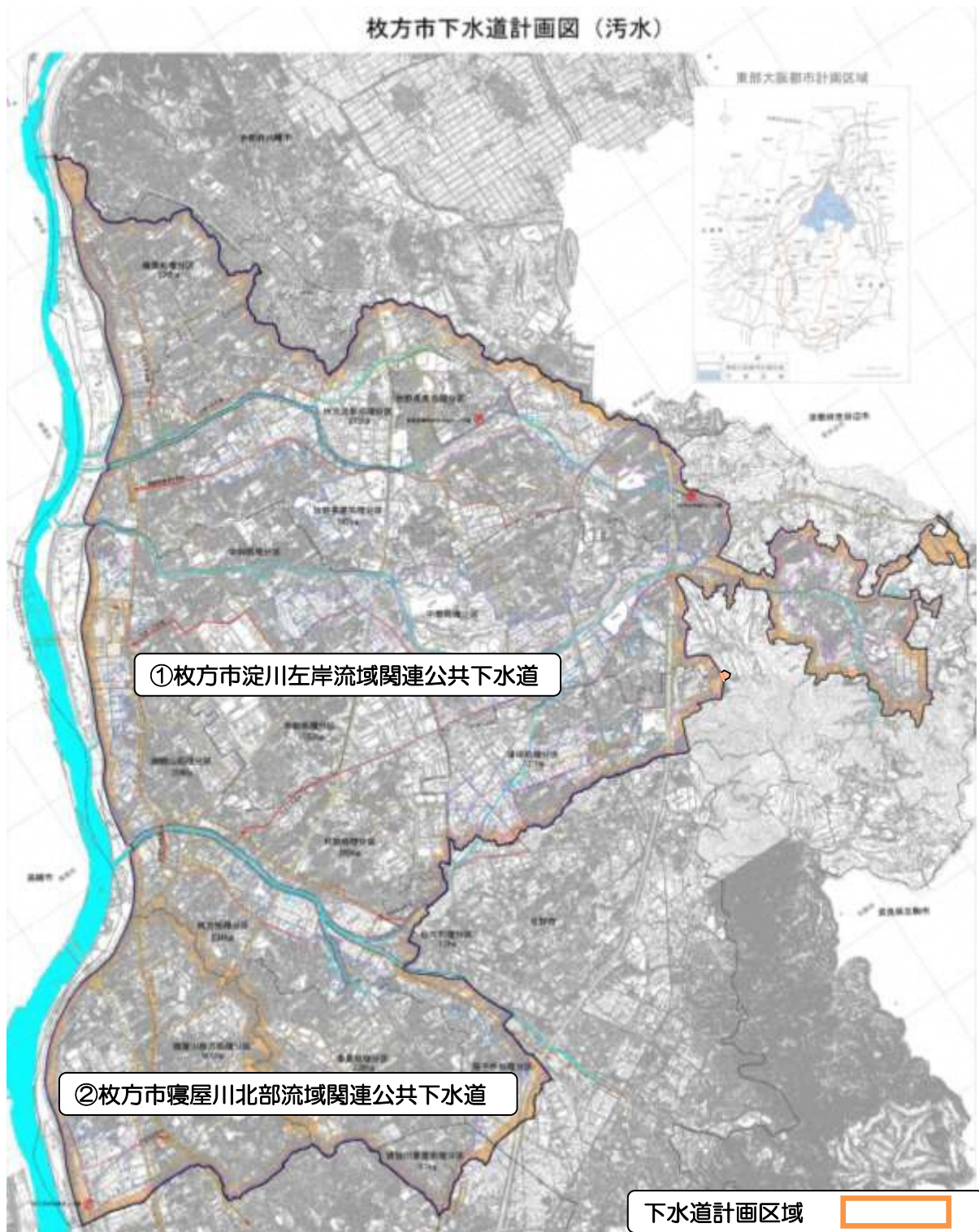
## 2. 事業年表

### 【下水道事業年表】

	S22	1947	8月	枚方市制施行
	S33	1958	4月	下水道法改正 明治33年制定の旧下水道法を全面改正 処理場は厚生省、それ以外の施設は建設省が所管
			10月	香里処理場供用開始 日本住宅公団香里団地整備に伴い公団で建設し、その後枚方市に移管
	S40	1965	7月	全国初の流域下水道事業として、寝屋川北部流域下水道が計画決定（大阪府事業）
	S41	1966	4月	北部特別都市下水路の処理場（北部処理場）を樋之上から現在の位置に変更
行政人口 20万人突破	S42	1967	8月	公害対策基本法制定
	S44	1969	6月	北部処理場運転開始
	S45	1970	12月	下水道法改正 公共水域の水質保全のため公共下水道には終末処理場が必要となり、流域下水道では汲み取り便所の3年以内の改造義務などが規定される
	S46	1971	12月	寝屋川北部流域関連公共下水道、淀川左岸流域関連公共下水道が計画決定 淀川左岸流域下水道が計画決定（大阪府事業）
行政人口 30万人突破	S47	1972	4月	寝屋川北部流域下水道『鴻池処理場』が供用開始
	S51	1976	9月	『枚方市下水道条例』制定
行政人口 40万人突破	H元	1989	4月	淀川左岸流域下水道『渚処理場』が供用開始
	H2	1990	4月	公共下水道汚水整備人口普及率が50%を超える
	H3	1991	3月	利根川（雨水）バイパス一部竣工
	H7	1995	4月	京阪南2号線（京阪高架側道）内に渚処理場で処理した高度処理水を利用した『せせらぎ水路』完成
	H9	1997	4月	市役所前線（緑道）内に渚処理場で処理した高度処理水を利用した『せせらぎ水路』完成
	H10	1998	8月	渚処理場で処理した高度処理水を熱源利用した『ラポールひらかた』が開館
			12月	香里処理区公共下水道を淀川左岸流域関連公共下水道に編入
	H11	1999	3月	香里処理場廃止
	H15	2003	4月	香里処理場跡地の一部を利用した南部市民センター開館
	H18	2006	3月	北部公共下水道を淀川左岸流域関連公共下水道に編入し、北部処理場廃止
	H19	2007	3月	山田雨水幹線竣工
			4月	公共下水道汚水整備人口普及率が90%を超える
	H20	2008	3月	流域下水道組合解散 これにより流域下水道施設の維持管理業務が大阪府に一元化
	H22	2010	9月	寝屋川北部流域下水道『なわて水みらいセンター』が供用開始
	H23	2011	3月	出口雨水幹線竣工
			4月	下水道事業への地方公営企業法適用と上下水道の組織統合
	H26	2014	2月	利根川（雨水）バイパス竣工
	H29	2017	9月	船橋（雨水）バイパス竣工
	R2	2020	3月	蹠跣雨水貯留管竣工
			5月	新安居川ポンプ場整備事業（雨水）竣工 溝谷川ポンプ場整備事業（雨水）竣工

### 3. 汚水計画

- 全体計画面積 5,228 ha
- ① 枚方市淀川左岸流域関連公共下水道 4,560 ha
- ② 枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道 668 ha



処理分区名	処理分区面積 (ha)		
	淀川左岸流域	寝屋川北部流域	計
楠葉	225.76		225.76
枚方北部	393.14		393.14
牧野長尾	780.69		780.69
中部	1,534.45		1,534.45
御殿山	204.62		204.62
枚方	233.81		233.81
村野	364.59		364.59
津田	322.73		322.73
私市	16.65		16.65
香里	329.89		329.89
茄子作	154.16		154.16
寝屋川枚方		600.71	600.71
寝屋川香里		66.85	66.85
合計	4,560.49	667.56	5,228.05

#### 4. 雨水計画

- 全体計画面積 5,228 ha
- ① 枚方市淀川左岸流域関連公共下水道 4,560 ha
- ② 枚方市寝屋川北部流域関連公共下水道 668 ha

確率年	各降雨継続時間の降雨強度 (mm/時間)					
	10分	20分	30分	40分	50分	60分
5年 $I = \frac{4,037}{t+29.43}$	102.4	81.7	67.9	58.1	50.8	45.1
10年 $I = \frac{5,481}{t+40.76}$	108.0	90.2	77.5	67.9	60.4	54.4

排水区名	排水区面積 (ha)		
	淀川左岸流域	寝屋川北部流域	計
藤本川	283.46		283.46
鎮守川	144.12		144.12
長尾	206.72		206.72
前田川	329.07		329.07
黒田川	985.87		985.87
溝谷川	187.36		187.36
犬田川	147.90		147.90
安居川	82.36	0.75	83.11
新安居川	149.80		149.80
小川	154.16		154.16
申田川	16.65		16.65
楠葉	398.23		398.23
車谷川	223.27		223.27
八田川	226.23		226.23
野々田川	313.85		313.85
穂谷川	350.80		350.80
津田	29.10		29.10
香里	329.89		329.89
蹉跎	1.65	555.67	557.32
深谷		44.29	44.29
北谷川		66.85	66.85
合計	4,560.49	667.56	5,228.05

## 5. 管渠延長

【令和2年度末時点】

	管渠延長 (m)		
	淀川左岸流域	寝屋川北部流域	計
污水管渠	862,454	131,611	994,065
雨水管渠	455,931	66,076	522,007

## 6. 下水道使用料の変遷

用途	料金改正年月	昭和41年 1月改正前	昭和41年 1月改正	昭和55年 10月改正	昭和56年 4月改正	昭和58年 4月改正	
	区分						
	使用料の額	水道使用料金の75/100	水道使用料金の47/100				
一 般 用	基本水量 m <sup>3</sup>			10	10	10	
	基本料金 円			300	500	500	
	超過料金 円/m <sup>3</sup>			超過料金(円/m <sup>3</sup> ) 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 35 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 50 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 65 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 80 101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> 95 201m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 105 501m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup> 115	超過料金(円/m <sup>3</sup> ) 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 55 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 70 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 85 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 100 101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> 115 201m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 125 501m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup> 135	超過料金(円/m <sup>3</sup> ) 11m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 65 21m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 80 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 95 51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup> 110 101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup> 125 201m <sup>3</sup> ～500m <sup>3</sup> 135 501m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup> 145	
				1,001m <sup>3</sup> 以上 125	1,001m <sup>3</sup> 以上 145	1,001m <sup>3</sup> 以上 155	
				300	300	300	
				5,000	5,000	5,000	
				20	20	20	
	浴 場 用	基本水量 m <sup>3</sup>					
		基本料金 円					
		超過料金 円/m <sup>3</sup>					



(税込み。ただし、平成25年10月改正分は税抜き。)

用途	料金改正年月		平成9年 7月改正	平成10年 10月改正	平成13年 10月改正	平成16年 10月改正	平成25年 10月改正
	区分	料金改正年月					
一 般 用	基本水量	m <sup>3</sup>	10	基本水量	8	基本水量	8
	基本料金	円	485	基本料金	660	基本料金	800
	超過料金	円/m <sup>3</sup>	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	超過料金(円/m <sup>3</sup> )
			11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>	9m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup>
			21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup>
			31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>	21m <sup>3</sup> ~ 30m <sup>3</sup>
			51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup>
			101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>
			201m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>
			501m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup>	501m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>	201m <sup>3</sup> ~ 500m <sup>3</sup>
浴 場 用	基本水量	m <sup>3</sup>	300	基本水量	300	基本水量	300
	基本料金	円	4,855	基本料金	6,600	基本料金	7,260
	超過料金	円/m <sup>3</sup>	20	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	超過料金(円/m <sup>3</sup> )	超過料金(円/m <sup>3</sup> )
			1,001m <sup>3</sup> 以上	1,001m <sup>3</sup> 以上	501m <sup>3</sup> 以上	1,001m <sup>3</sup> 以上	1,001m <sup>3</sup> 以上
				300		300	
				6,300		7,623	
				25		33	

7. 東部大阪都市計画下水道(旧:枚方都市計画下水道)の経過

(都市計画決定)

下水道の名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	内 容	
枚方市香里処理区 公共下水道	①	S33. 11. 10 (1958)	建設省告示 第1938号	151ha	公共 下水道	・1号下水道	計画人口 22,000人
	②	S45. 2. 9 (1970)	枚方市告示 第 7号	330ha	公共 下水道	・区域拡大	計画人口 47,000人
	③	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号	330ha	下水道	・枚方都市計画下水道 を統一する。(1号下水 道)公共下水道	
	④	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号	330ha	公共 下水道	・下水道の名称変更	
	⑤	S57. 3. 4 (1982)	枚方市告示 第 42号	330ha	公共 下水道	・幹線ルートの変更	
	⑥	H4. 12. 1 (1992)	枚方市告示 第 353号	330ha	公共 下水道	・基準見直しに伴う幹線 の廃止	
	⑦	H10. 12. 28 (1998)	枚方市告示 第 367号		公共 下水道	・香里処理場、香里処 理区の廃止	
蹠陀都市下水路 (旧西口下水路)	①	S29. 4. 19 (1954)	建設省告示 第 440号	98ha	都市水 利施設	・(西口下水路)	
	②	S30. 12. 26 (1955)	建設省告示 第1537号	98ha	都市水 利施設	・(西口下水路)	
	③	S40. 4. 13 (1965)	建設省告示 第1287号	98ha	都市 下水路	・都市計画水利施設を 都市計画下水道に改め る。(3号下水道)	
	④	S46. 2. 3 (1971)	枚方市告示 第 5号	557ha	都市 下水路	・集水区域を拡大し、蔵 の谷排水区を吸収して 蹠陀排水区とする。	
	⑤	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号	557ha	下水道	・枚方都市計画下水道 を統一する。(1号下水 道)	
	⑥	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号	557ha	都市 下水路	・下水道の名称変更	
	⑦	H4. 12. 1 (1992)	枚方市告示 第 353号		都市 下水路	・廃止(公共下水道に 変更)	
溝谷川都市下水路	①	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号	193ha	下水道	・1号下水道	
	②	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号	193ha	都市 下水路	・下水道の名称変更、 幹線ルート及び断面の 変更	
	③	S52. 12. 9 (1977)	枚方市告示 第 182号	187ha	都市 下水路	・集水区域の変更	
	④	H4. 12. 1 (1992)	枚方市告示 第 353号		都市 下水路	・廃止(公共下水道に 変更)	
犬田川都市下水路	①	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 177号	148ha	下水道	・1号下水道	
	②	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号	148ha	都市 下水路	・下水道の名称変更、 ポンプ場の位置、幹線 の起終点及び断面の 変更	
	③	S52. 12. 9 (1977)	枚方市告示 第 182号	137ha	都市 下水路	・集水区域の変更	

下水道の名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	内 容	
	④	H4. 12. 1 (1992)	枚方市告示 第 353号		都市 下水路	・廃止(公共下水道に 変更)	
枚方市寝屋川北部 流域関連公共下水道	①	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号	690ha	下水道	・1号下水道	計画人口 90,200人
	②	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号	690ha	公共 下水道	・下水道の名称変更	計画人口 90,200人
	③	S52. 12. 9 (1977)	枚方市告示 第 182号	668ha	公共 下水道	・計画面積の修正、汚 水中継ポンプ場の削 除、幹線ルート、断面 及び終点の変更	計画人口 65,800人
	④	S57. 3. 4 (1982)	枚方市告示 第 42号	668ha	公共 下水道	・その他管渠の変更	計画人口 65,800人
	⑤	H4. 12. 1 (1992)	枚方市告示 第 353号	668ha	公共 下水道	・基準見直しに伴う幹線 の廃止及び終点の変 更並びに蹠沓雨水幹 線、蹠沓ポンプ場の追 加	計画人口 65,800人
	⑥	H10. 12. 28 (1998)	枚方市告示 第 367号	668ha	公共 下水道	・基準見直しに伴う幹線 の廃止及び終点の変 更	計画人口 65,800人
	⑦	H16. 12. 8 (2004)	枚方市告示 第 470号		公共 下水道	・都市計画の名称変更	
枚方市淀川左岸流 域関連公共下水道	①	S40. 4. 13 (1965)	建設省告示 第1287号	359ha	特別 都市 下水路	・(7号下水道)	計画人口 40,200人
	②	S41. 3. 31 (1966)	建設省告示 第1010号	359ha	特別 都市 下水路	・処理場位置の変更	計画人口 40,200人
	③	S43. 12. 28 (1968)	建設省告示 第3800号	1,434ha	特水・ 公共	・公共下水道の追加	計画人口 133,600人
	④	S46. 2. 3 (1971)	枚方市告示 第 5号	1,434ha	特水・ 公共	・下水道番号の変更(7 号下水道→6号下水 道)	計画人口 133,600人
	⑤	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号	4,175ha	下水道	・枚方都市計画下水道 を統一する。(1号下水 道)公共下水道	計画人口 356,200人
	⑥	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号	4,175ha	公共 下水道	・下水道の名称変更、 幹線の廃止及び終点 の変更、断面及びルー ト変更	計画人口 356,200人
	⑦	S51. 9. 20 (1976)	枚方市告示 第 112号	4,175ha	公共 下水道	・藤本川ポンプ場位置 の変更、幹線ルート及 び断面、延長の変更、 中継ポンプ場の追加	計画人口 356,200人
	⑧	S57. 3. 4 (1982)	枚方市告示 第 42号	4,175ha	公共 下水道	・藤本川ポンプ場吐口 位置の変更、幹線ルー トの変更	計画人口 356,200人

下水道の名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	内 容	
	⑨	H4. 12. 1 (1992)	枚方市告示 第 353号	4,175ha	公共 下水道	・基準見直しに伴う幹線の 廃止及び起終点の 変更並びに溝谷川雨水 幹線、溝谷川ポンプ 場、犬田川ポンプ場の 追加	計画人口 356,200 人
	⑩	H8. 7. 26 (1996)	枚方市告示 第 216号	4,175ha	公共 下水道	・雨水降雨強度のレベ ルアップに伴う幹線の 追加及び新安居川ポン プ場の区域拡大	計画人口 356,200 人
	⑪	H10. 12. 28 (1998)	枚方市告示 第 367号	4,505ha	公共 下水道	・基準見直しに伴う幹線 の廃止及び起終点の 変更、田口山汚水中継 ポンプ場の廃止 ・香里処理区を編入	計画人口 403,200 人
	⑫	H13. 11. 8 (2001)	枚方市告示 第 355号	4,509ha	公共 下水道	・排水区域の拡大 ・山田雨水幹線のルー ト変更	
	⑬	H16. 12. 8 (2004)	枚方市告示 第 469号	4,530ha	公共 下水道	・都市計画の名称変更 ・排水区域の拡大 ・幹線の起終点の変更 ・藤阪汚水中継ポンプ 場、長尾汚水中継ポン プ場の廃止	
	⑭	H17. 12. 6 (2005)	枚方市告示 第 510号	4,549ha	公共 下水道	・排水区域の拡大(尊 延時地区(清掃工場・そ の他)) ・幹線の起終点の変更	
	⑮	H25. 12. 16 (2013)	枚方市告示 第 583号	4,559ha	公共 下水道	・排水区域の拡大(東 部地区(公園・その他))	
	⑯	H28. 2. 2 (2016)	枚方市告示 第 49号	4,560ha	公共 下水道	・排水区域の拡大(東 部地区) ・杉汚水中継ポンプ場 の廃止	
黒田川都市下水路	①	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号	968ha	下水路	・1号下水路	
	②	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号	968ha	都市 下水路	・下水路の名称変更	
	③	S52. 12. 9 (1977)	枚方市告示 第 182号	986ha	都市 下水路	・集水区域の変更、断 面の変更	
	④	H8. 7. 26 (1996)	枚方市告示 第 216号		下水路	・公共下水道に編入	
蔵の谷下水路	①	S34. 3. 31 (1959)	建設省告示 第 730号	14ha	都市水 利施設	・(蔵の谷下水路)	
	②	S40. 4. 13 (1965)	建設省告示 第1287号	14ha	都市 下水路	・都市計画水利施設を 都市計画下水道に改め る。(4号下水路)	
	③	S46. 2. 3 (1971)	枚方市告示 第 5号			・蹠跏都市下水路に吸 収される。	
新安居川下水路	①	S36. 11. 22 (1961)	建設省告示 第2697号	157ha	都市水 利施設	・安居川排水区より分 割し決定する。(新安居 川下水路)	

下水道の名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	内 容
	②	S40. 4. 13 (1965)	建設省告示 第1287号	157ha	都市 下水路	・都市計画水利施設を 都市計画下水道に改め る。(5号下水道)
	③	S46. 2. 3 (1971)	枚方市告示 第 5号	157ha	都市 下水路	・下水道番号の変更(5 号下水道→4号下水 道)
	④	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号		下水道	・枚方都市計画下水道 を統一する。(1号下水 道)公共下水道に変更
深谷下水路	①	S39. 3. 25 (1964)	建設省告示 第 817号	52ha	都市水 利施設	・(深谷下水路)
	②	S40. 4. 13 (1965)	建設省告示 第1287号	52ha	都市 下水路	・都市計画水利施設を 都市計画下水道に改め る。(6号下水道)
	③	S42. 12. 21 (1967)	建設省告示 第4335号	52ha	都市 下水路	・幹線ルートの変更
	④	S46. 2. 3 (1971)	枚方市告示 第 5号	52ha	都市 下水路	・下水道番号の変更(6 号下水道→5号下水 道)
	⑤	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号		下水道	・枚方都市計画下水道 を統一する。(1号下水 道)公共下水道に変更
鎮守川都市下水路	①	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号	144ha	下水道	・1号下水道
	②	S50. 3. 7 (1975)	枚方市告示 第 24号		都市 下水路	・下水道の名称変更、 (S57. 3. 4)公共下水 道雨水幹線に転用
安居川下水路	①	S26. 3. 20 (1951)	建設省告示 第 177号	254ha	都市水 利施設	・(安居川下水路)
	②	S36. 11. 22 (1961)	建設省告示 第2697号	97ha	都市水 利施設	・新安居川と安居川に 分割する
	③	S40. 4. 13 (1965)	建設省告示 第1287号	97ha	都市 下水路	・都市計画水利施設を 都市計画下水道に改め る。(2号下水道)
	④	S46. 12. 14 (1971)	枚方市告示 第 108号		下水道	・枚方都市計画下水道 を統一する。(1号下水 道)公共下水道に変更

8. 枚方市公共下水道事業計画の策定(旧:認可)の経過

(下水道法)

区分	経過	認可年月日	認可番号	処理区名	認可面積	計画人口	処理場能力 (日平均 m <sup>3</sup> /日)	備考
一般公共 下水道	①	S33. 8. 9 (1958)	厚生省 阪環発 第1号	香里処理区	151ha	22,000 人	3,630	
	②	S35. 9. 25 (1960)	/	香里処理区	151ha	30,000 人	6,900	・処理場能力の 増強
	③	S36. 6. 6 (1966)	厚生省 阪環発 第167号	香里処理区	151ha	30,000 人	6,900	・汚泥処理能力 の増強
	④	S43. 12. 28 (1968) 北部はここから	建設省 阪都下発 第94号の2	香里処理区 北部処理区 計	151ha 145ha 296ha	30,000 人 16,000 人 46,000 人	6,900 特別都市下 水路に流入	・変更なし ・追加、雨水ポン プ場を含む
	⑤	S44. 10. 29 (1969)	建設省 阪都下発 第79号の2	香里処理区 北部処理区 計	330ha 145ha 475ha	47,000 人 16,000 人 63,000 人	17,860 特別都市下 水路に流入	・区域、能力の拡 大 ・雨水ポンプ場全 施設
	⑥	S48. 2. 28 (1973)	建設省 阪都下事発 第9号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 462ha (779ha) 792ha (779ha)	47,000 人 32,700 人 79,700 人	17,860 38,230 56,090	・変更なし ・特水を公共に変更
	⑦	S56. 3. 17 (1981)	建設省 阪都下公発 第6号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 462ha 792ha	47,000 人 32,400 人 79,400 人	17,860 38,230 56,090	・年度延長のみ
	⑧	S61. 1. 23 (1986)	建設省 阪都下公発 第4号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 393ha 723ha	47,000 人 32,400 人 79,400 人	17,860 38,230 56,090	・年度延長、汚水 管渠原単位の見 直し ・(年度延長、区 域変更)車谷川 排水区の流出係 数の見直し及び 原単位の見直し
	⑨	S63. 2. 23 (1988)	建設省 阪都下公発 第1号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 393ha 723ha	47,000 人 28,700 人 75,700 人	17,860 38,230 56,090	・H8. 3. 31 エース(北部処理 場の焼却設備の 削除)
	⑩	H4. 9. 1 (1992)	建設省 阪都下公発 第21号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 393ha 723ha	47,000 人 28,700 人 75,700 人	17,860 38,230 56,090	・H8. 3. 31 エース(加圧浮上 式濃縮→遠心濃 縮)

区分	経過	認可年月日	認可番号	処理区名	認可面積	計画人口	処理場能力 (日平均 m <sup>3</sup> /日)	備考
	⑪	H6. 12. 6 (1994)	建設省 阪都下公発 第24号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 393ha 723ha	47,000 人 28,700 人 75,700 人	17,860 38,230 56,090	・年度延長 H 12. 3. 31 迄 エース(濃縮タンク等増設)
	⑫	H9. 3. 21 (1997)	大阪府指令 下第360号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 393ha 723ha	47,000 人 28,700 人 75,700 人	17,860 38,230 56,090	・H12. 3. 31 迄 (変更なし) ・雨水降雨強度 のレベルアップに 伴う幹線の断面 変更及び雨水排 水ポンプの拡張
	⑬	H9. 7. 29 (1997)	建設省 阪都下公発 第12号	香里処理区 北部処理区 計	330ha 393ha 723ha	47,000 人 28,700 人 75,700 人	17,860 38,230 56,090	・エース(脱水施 設の変更) ・ベルトプレス 3 台→ベルトプレス 2 台 ・遠心脱水 1 台
	⑭	H11. 3. 15 (1999)	建設省 阪都下公発 第11号	香里処理区 北部処理区 計	0ha 393ha 393ha	0 人 28,700 人 28,700 人	0 38,230 38,230	・香里処理場廃 止 ・年度延長 H 18. 3. 31 迄 ・污泥濃縮施設 3 台→4 台(遠心 濃縮機)
	⑮	H15. 3. 14 (2003)	大阪府指令 下第293号	北部処理区	393ha	28,700 人	38,230	・大阪湾流域別 下水道整備総合 計画との整合 ・北部污水幹線 のルート変更
流域関連 公共下水道(寝屋川 北部流域)	①	S47. 10. 24 (1972)	大阪府指令 下第385号	鴻池処理区	690ha	90,200 人	鴻池処理 場へ流入	
	②	S53. 3. 23 (1978)	大阪府指令 下第807号	鴻池処理区	668ha	65,848 人		・計画人口の変 更、面積の修正
	③	S57. 8. 4 (1982)	大阪府指令 下第285号	鴻池処理区	668ha	65,848 人		・年度延長 H3. 3. 31 迄
	④	S63. 6. 15 (1988)	大阪府指令 下第 88号	鴻池処理区	668ha	65,848 人		・接続箇所の変 更、年度延長 H 8. 3. 31 迄
	⑤	H2. 1. 23 (1990)	大阪府指令 下第321号	鴻池処理区	668ha	65,848 人		・接続箇所の変 更、年度延長

区分	経過	認可年月日	認可番号	処理区名	認可面積	計画人口	処理場能力 (日平均 m <sup>3</sup> /日)	備考
	⑥	H5. 2. 1 (1993)	大阪府指令 下第377号	鴻池処理区	668ha	65,848 人		・都市下水路編入、接続箇所の変更 ・年度延長 H11. 3. 31 迄
	⑦	H9. 3. 21 (1997)	大阪府指令 下第360号	鴻池処理区	668ha	65,848 人		・年度延伸 H13. 3. 31 迄 ・雨水降雨強度のレベルアップに伴う幹線の断面変更及び雨水排水ポンプの拡張
	⑧	H11. 3. 31 (1999)	大阪府指令 下第370号	鴻池処理区	668ha	65,848 人		・年度延伸 H18. 3. 31 迄
	⑨	H15. 3. 14 (2003)	大阪府指令 下第292号	鴻池処理区	668ha	56,000 人		・区域拡大 ・大阪湾流域別下水道整備総合計画との整合 ・年度延伸 H21. 3. 31 迄
	⑩	H21. 3. 24 (2009)	大阪府指令 下第2142号	鴻池処理区	668ha	56,000 人		・年度延伸 H27. 3. 31
	⑪	H23. 10. 12 (2011)	大阪府指令 下第1816号	鴻池処理区	668ha	56,000 人		・蹠跣排水区の主要な管渠のルート変更
下水道法改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)により認可から協議								
	⑫	H26. 2. 7 (2014)	下第2289号	鴻池処理区	668ha	56,000 人		・蹠跣排水区下水道浸水被害軽減総合計画の位置付け
	⑬	H27. 3. 24 (2015)	下第2077号	鴻池処理区	668ha	56,810 人		・大阪湾流域別下水道整備総合計画との整合 ・蹠跣排水区下水道浸水被害軽減総合計画の貯留施設の変更 ・年度延伸 H33. 3. 31
	⑭	H29. 12. 6 (2017)	下第1677号	鴻池処理区	668ha	56,810 人		・主要な管渠の腐食するおそれの大きい箇所の点検方法及び頻度の記載
	⑮	R3. 3. 15 (2021)	下第 2690 号	鴻池処理区	668ha	56,810 人		・年度延伸 R8. 3. 31



区分	経過	認可年月日	認可番号	処理区名	認可面積	計画人口	処理場能力 (日平均 m <sup>3</sup> /日)	備考
流域関連 公共下水道(淀川左 岸流域)	①	S48. 3. 14 (1973)	大阪府指令 下第662号	渚処理区	2,278ha	271,600 人	鴻池処理 場へ流入	・計画人口の変更
	②	S51. 10. 25 (1976)	大阪府指令 下第662号	渚処理区	2,337ha	228,478 人		・年度延長、藤本 川吐口変更、小 川雨水幹線のル ート変更、鎮守川 雨水幹線追加
	③	S57. 8. 4 (1982)	大阪府指令 下第284号	渚処理区	2,337ha	228,500 人		・区域変更、流域 接続点変更、雨 水吐口追加及び 年度延長 H3. 3. 31 迄
	④	S61. 2. 26 (1986)	大阪府指令 下第396号	渚処理区	2,393ha	231,800 人		・年度延長
	⑤	S63. 6. 15 (1988)	大阪府指令 下第 88号	渚処理区	2,393ha	231,800 人		・区域変更(中部 処理分区、津田 処理分区)、中部 汚水幹線の延 伸、御殿山処理 分区接続点変更
	⑥	H2. 1. 23 (1990)	大阪府指令 下第321号	渚処理区	2,450ha	238,600 人		・溝谷川及び犬 田川都市下水路 編入、接続箇所 の変更、年度延 伸 H11. 3. 31 迄
	⑦	H5. 2. 1 (1993)	大阪府指令 下第377号	渚処理区	2,450ha	238,600 人		・年度延伸 H 13. 3. 31 迄
	⑧	H9. 3. 21 (1997)	大阪府指令 下第360号	渚処理区	2,450ha	238,600 人		・雨水降雨強度 のレベルアップに 伴う幹線の断面 変 更及び雨水排水 ポンプの拡張 ・H13. 3. 31 (変 更なし)
	⑨	H10. 3. 31 (1998)	大阪府指令 下第375号	渚処理区	2,450ha	238,600 人		・処理水再利用 の圧送管及びポ ンプを追加変更 ・中部汚水幹線、 津田汚水幹線の 延伸
	⑩	H10. 11. 20 (1998)	大阪府指令 下第243号	渚処理区	2,450ha	238,600 人		・年度延伸 H18. 3. 31 迄

区分	経過	認可年月日	認可番号	処理区名	認可面積	計画人口	処理場能力 (日平均 m <sup>3</sup> /日)	備考
	⑪	H11. 3. 31 (1999)	大阪府指令 下第370号	渚処理区	3,597ha	352,000 人		・認可区域拡大 (香里処理分区 330ha、区域拡 大 817ha)、田口 山汚水中継ポン プ場の廃止、長 尾汚水、杉汚水 中継ポンプ場の 追加、牧野長尾 汚水幹線の延伸 ・区域拡大
	⑫	H15. 3. 14 (2003)	大阪府指令 下第292号	渚処理区	3,704ha	304,000 人		・大阪湾流域別 下水道整備総合 計画との整合 ・山田雨水幹線 のルート変更 ・年度延伸 H 21. 3. 31 迄
	⑬	H16. 3. 15 (2004)	大阪府指令 下第2728号	渚処理区	3,704ha	304,000 人		・主要な管渠の 変更(黒田排水 区) ・主要な管渠の 変更(村野処理 分区)
	⑭	H17. 2. 14 (2005)	大阪府指令 下第2252号	渚処理区	3,725ha	305,000 人		・認可区域の拡 大(中部、津田処 理分区) ・ポンプ場の廃止 (長尾、藤阪汚水 中継)
	⑮	H18. 3. 31 (2006)	大阪府指令 下第2383号	渚処理区	4,143.2 ha	339,000 人		・主要な管渠の 変更(牧野長尾、 中部処理分区) ・認可区域の拡 大(中部処理分 区:尊延時地区) ・北部処理場廃 止に伴う枚方北 部処理分区の追 加 ・北部調整槽をそ の他施設として 認可に追加 ・主要な管渠の 変更(八田川排 水区) ・茄子作処理分 区における接続 点の追加(18- 1a) に伴う分区境界 の変更 ・年度延伸 H 24. 3. 31 迄

区分	経過	認可年月日	認可番号	処理区名	認可面積	計画人口	処理場能力 (日平均 m <sup>3</sup> /日)	備考
	⑯	H21. 7. 23 (2009)	大阪府指令 下第1286号	渚処理区	4,282.6 ha	346,000 人		・認可区域(調整区域)の拡大(都計認可と整合) ・長尾谷町雨水バイパス管の認可変更 ・上記雨水主要な管渠の変更 ・八幡市からの流入により、主要な管渠延伸(修正) ・年度延伸 ~ H27. 3. 31
	⑰	H22. 2. 17 (2010)	大阪府指令 下第2109号	渚処理区	4,282.6 ha	346,000 人		・楠葉排水区の主要な管渠のルート変更(船橋本町バイパス管)
下水道法改正(平成 24 年 4 月 1 日施行)により認可から協議								
	⑱	H25. 3. 12 (2013)	下第2119号	渚処理区	4,282.6 ha	346,000 人		・新安居川ポンプ場の構造及びポンプ台数の見直し ・藤本川排水区のルート変更
	⑲	H27. 2. 25 (2015)	下第1941号	渚処理区	4,289.4 ha	323,400 人		・大阪湾流域別下水道整備総合計画との整合 ・区域拡大(東部公園) ・新安居川ポンプ場の主要な施設の変更 ・流域下水道との接続点の変更 ・年度延伸 ~ H33. 3. 31
	⑳	H28. 3. 22 (2016)	下第2014号	渚処理区	4,560.5 ha	323,400 人		・全体計画区域の拡大(東部地区) ・事業計画区域の拡大 ・杉汚水中継ポンプ場の廃止及びし処理分区界の変更 ・主要な管渠の延長変更 ・雨水貯留施設の事業計画への位置付け ・主要な管渠の腐食するおそれの大きい箇所の大口径の点検方法及び頻度の記載

区分	経過	認可年月日	認可番号	処理区名	認可面積	計画人口	処理場能力 (日平均 m <sup>3</sup> /日)	備考
	㉑	H29. 3. 29 (2017)	下第2062号	渚処理区	4,560.5 ha	323,400 人		・枚方市楠葉排水区下水道浸水被害軽減総合計画の変更に伴う、事業計画に位置付けた貯留施設の管径及び延長の変更
	㉒	R2. 3. 30 (2020)	下第2750号	渚処理区	4,560.5 ha	323,400 人		・北部汚水幹線ルート変更 ・星田北地区土地区画整理事業に伴う茄子作処理分区の変更
	㉓	R3. 3. 15 (2021)	下第2689号	渚処理区	4560.5 ha	323,400 人		・年度延伸 R8. 3. 31 ・中部、牧野長尾処理分区界の変更

### 9. 東部大阪都市計画下水道事業(旧:枚方都市計画下水道事業)の認可

下水道の名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	施工期間	備考
枚方市香里処理区公共下水道	①	S45. 3. 23 (1970)	大阪府告示第 317号	330ha	公共下水道	S45. 3. 23 ~S52. 3. 31	
	②	S52. 3. 30 (1977)	大阪府告示第 463号	330ha	公共下水道	S45. 3. 23 ~S55. 3. 31	・年度延長
	③	S55. 3. 28 (1980)	大阪府告示第 451号	330ha	公共下水道	S45. 3. 23 ~S61. 3. 31	・年度延長
	④	S58. 3. 30 (1983)	大阪府告示第 474号	330ha	公共下水道	S45. 3. 23 ~S64. 3. 31	・年度延長
	⑤	H元. 3. 27 (1989)	大阪府告示第 430号	330ha	公共下水道	S45. 3. 23 ~H7. 3. 31	・年度延長
	⑥	H5. 3. 29 (1993)	大阪府告示第 534号	330ha	公共下水道	S45. 3. 23 ~H11. 3. 31	・基準見直しに伴う幹線の廃止及び年度延長
	⑦	H11. 3. 31 (1999)	大阪府告示第 619号	0ha	公共下水道	S45. 3. 23 ~H11. 3. 31	・香里処理場廃止に伴い、淀川左岸流域関連公共下水道に包含
蹠跽都市下水路	①	S46. 2. 10 (1971)	大阪府告示第 161号	557ha	都市下水路	S46. 2. 10 ~S53. 3. 31	
	②	S53. 3. 31 (1978)	大阪府告示第 493号	557ha	都市下水路	S46. 2. 10 ~S58. 3. 31	・年度延長
	③	S58. 3. 25 (1983)	大阪府告示第 411号	557ha	都市下水路	S46. 2. 10 ~S61. 3. 31	・H4 年度に計画決定の変更により廃止

下水道の名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	施工期間	備考
枚方市淀川左岸流域関連公共下水道	①	S40. 4. 13 (1965)	建設省告示第1287号	359ha	特別都市下水路	S40～S42	
	②	S41. 3. 31 (1966)	建設省告示第1010号	359ha	特別都市下水路	S40～S47	・処理場位置の変更、年度延長
	③	S43. 12. 28 (1968)	建設省告示第3800号	749ha	特水・公共	S40～S50	・公共下水道を追加し、年度延長をする。現在事業実施中
	④	S51. 3. 24 (1976)	大阪府告示第 438号	711ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～S54. 3. 31	・年度延長、調整区域の削除、牧野長尾幹線の一部を追加(事業実施中)
	⑤	S52. 1. 7 (1977)	大阪府告示第 15号	1,089ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～S58. 3. 31	・年度延長、区域拡大、藤本川ポンプ場の追加、藤本川雨水幹線の一部追加
	⑥	S58. 3. 30 (1983)	大阪府告示第 473号	1,150ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～S64. 3. 31	・年度延長
	⑦	S61. 6. 25 (1986)	大阪府告示第 921号	1,293ha	流域関連公共下水道	S61. 6. 25 ～S67. 3. 31	・年度延長、区域拡大
	⑧	S63. 1. 18 (1988)	大阪府告示第 87号	1,750ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～S69. 3. 31	・年度延長、区域拡大 雨水 1,734ha
	⑨	H2. 3. 30 (1990)	大阪府告示第 402号	1,825ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～H6. 3. 31	・区域拡大 津田地区 交北地区 中部汚水幹線延伸 雨水 1,809ha
	⑩	H4. 3. 30 (1992)	大阪府告示第 439号	2,243ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～H8. 3. 31	・区域拡大 国道1号線まで及び村野地区、津田汚水幹線 枚方汚水幹線 村野汚水幹線の延伸 雨水 2,150ha
	⑪	H5. 3. 29 (1993)	大阪府告示第 534号	2,293ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～H11. 3. 31	・区域拡大 基準見直しに伴う幹線の廃止及び起終点の変更、溝谷川ポンプ場 犬田川ポンプ場の追加 雨水 2,150ha
	⑫	H9. 3. 26 (1997)	大阪府告示第 474号	2,293ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～H13. 3. 31	・年度延長、区域拡大 雨水 2,239ha、雨水降雨強度のレベルアップ、山田雨水幹線 新安居川ポンプ場の追加、鎮守川雨水幹線の延伸、黒田川ポンプ場を公共に編入 追加
	⑬	H11. 3. 31 (1999)	大阪府告示第 620号	3,544ha	流域関連公共下水道	S40. 4. 13 ～H18. 3. 31	・年度延長 ・区域拡大 汚水 2,293→3,544ha 雨水 2,239→3,564ha ・長尾汚水 杉汚水 藤阪汚水中継ポンプ場の追加 ・幹線管渠表示の変更および幹線の追加

下水道の 名称	経 過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	施工期間	備考
	⑭	H15. 3. 25 (2003)	大阪府告示 第 529号	3,628ha	流域関連 公共下水道	S40. 4. 13 ~H21. 3. 31	・区域拡大 汚水 3,544→3,628ha 雨水 3,564→3,645ha ・年度延長 ・幹線管渠(山田雨水 幹線)の変更
	⑮	H17. 3. 29 (2005)	大阪府告示 第 651号	3,649ha	流域関連 公共下水道	S40. 4. 13 ~H21. 3. 31	・排水区域の拡大 ・ 幹線の起終点の変更 ・藤阪汚水中継ポン プ場、長尾汚水中継 ポンプ場の廃止
	⑯	H18. 9. 12 (2006)	大阪府告示 第1878号	3,674ha	流域関連 公共下水道	S40. 4. 13 ~H24. 3. 31	・排水区域の拡大 ・幹線の終点の変 更 ・年度延長
	⑰	H21. 9. 17 (2009)	大阪府告示 第1442号	4,282ha	流域関連 公共下水道	S40. 4. 13 ~H27. 3. 31	・認可区域の拡大 ・年度延伸
	⑱	H27. 3. 12 (2015)	大阪府告示 第 391号	4,289ha	流域関連 公共下水道	S40. 4. 13 ~H33. 3. 31	・認可区域の拡大 ・年度延伸
	⑲	H28. 5. 20 (2016)	大阪府告示 第 871号	4,560ha	流域関連 公共下水道	S40. 4. 13 ~H33. 3. 31	・津田サイエンスヒル ズ地区の区域拡大 ・市街化調整区域に おける認可区域の拡 大 事業認可面積 4,289→4,560ha ・杉汚水中継ポン プ場の廃止
	⑳	R3. 3. 19 (2021)	大阪府告示 第 380号	4,560ha	流域関連 公共下水道	S40. 4. 13 ~R8. 3. 31	・年度延伸
黒田川都市 下水路	①	S48. 2. 16 (1973)	大阪府告示 第 229号	968ha	都市下水路	S48. 2. 16 ~S54. 3. 31	
	②	S53. 3. 31 (1978)	大阪府告示 第 494号	986ha	都市下水路	S48. 2. 16 ~S58. 3. 31	
	③	S58. 3. 28 (1983)	大阪府告示 第 424号	986ha	都市下水路	S48. 2. 16 ~S64. 3. 31	
	④	S60. 3. 8 (1985)	大阪府告示 第 263号	986ha	都市下水路	S48. 2. 16 ~S64. 3. 31	
	⑤	H元. 3. 27 (1989)	大阪府告示 第 431号	986ha	都市下水路	S48. 2. 16 ~H7. 3. 31	
	⑥	H7. 3. 31 (1995)	大阪府告示 第 572号	986ha	都市下水路	S48. 2. 16 ~H11. 3. 31	・年度延長、H8 年度 に計画決定の変更により 廃止
溝谷川都 市下水路	①	S48. 3. 23 (1973)	大阪府告示 第 453号	193ha	都市下水路	S48. 3. 23 ~S53. 3. 31	
	②	S53. 3. 31 (1978)	大阪府告示 第 492号	187ha	都市下水路	S48. 3. 23 ~S58. 3. 31	
	③	S58. 3. 25 (1983)	大阪府告示 第 412号	187ha	都市下水路	S48. 3. 23 ~S63. 3. 31	
	④	S63. 3. 30 (1988)	大阪府告示 第 432号	187ha	都市下水路	S48. 3. 23 ~S69. 3. 31	・H4 年度に計画決定 の変更により廃止

下水道の名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	施工期間	備考
犬田川都市下水路	①	S49. 11. 27 (1974)	大阪府告示 第1836号	148ha	都市下水路	S49. 11. 27 ~S51. 3. 31	
	②	S50. 12. 24 (1975)	大阪府告示 第1809号	148ha	都市下水路	S49. 11. 27 ~S55. 3. 31	・ポンプ場の追加、延長の追加、年度延長 (現在事業実施中)
	③	S55. 3. 28 (1980)	大阪府告示 第 452号	137ha	都市下水路	S49. 11. 27 ~S61. 3. 31	・年度延長
	④	S61. 3. 24 (1986)	大阪府告示 第 426号	137ha	都市下水路	S49. 11. 27 ~S65. 3. 31	・年度延長
	⑤	H2. 3. 26 (1990)	大阪府告示 第 338号	137ha	都市下水路	S49. 11. 27 ~H6. 3. 31	・年度延長、H4 年度 に計画決定の変更により 廃止
枚方市寝屋川北部流域 関連公共下水道	①	S49. 7. 15 (1974)	大阪府告示 第1030号	54ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~S53. 3. 31	
	②	S53. 3. 31 (1978)	大阪府告示 第 491号	177ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~S58. 3. 31	・(雨水 183ha)
	③	S58. 3. 30 (1983)	大阪府告示 第 475号	255ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~S64. 3. 31	・(雨水 247ha)
	④	S60. 3. 8 (1985)	大阪府告示 第 264号	470ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~S64. 3. 31	・(雨水 450ha)
	⑤	H元. 2. 22 (1989)	大阪府告示 第 207号	562ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~H7. 3. 31	・(雨水 562ha)
	⑥	H5. 3. 29 (1993)	大阪府告示 第 534号	562ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~H11. 3. 31	・基準見直しに伴う幹 線の廃止及び終点の 変更、年度延長 (雨 水 562ha)
	⑦	H9. 3. 26 (1997)	大阪府告示 第 474号	562ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~H13. 3. 31	・雨水降雨強度のレ ベルアップ、蹠沓ポン プ場追加
	⑧	H11. 3. 31 (1999)	大阪府告示 第 620号	562ha	公共下水道	S49. 7. 15 ~H18. 3. 31	・年度延長、幹線管 渠表示の変更
	⑨	H18. 10. 3 (2006)	大阪府告示 第2013号	562ha	公共下水道	H18. 10. 3 ~H21. 3. 31	・年度延長(年度期限 切れによる新規認可 可)
	⑩	H21. 3. 30 (2009)	大阪府告示 第 517号	668ha	公共下水道	H18. 10. 3 ~H27. 3. 31	・年度延長 ・認可区域の拡大(下 法認可と整合) (新規認可取得後1回 目の変更)
	⑪	H27. 3. 12 (2015)	大阪府告示 第 390号	668ha	公共下水道	H18. 10. 3 ~H33. 3. 31	・年度延長
	⑫	R3. 3. 19 (2021)	大阪府告示 第 381号	668ha	公共下水道	H18. 10. 3 ~R8. 3. 31	・年度延長
安居川下 水路	①	S26. 3. 30 (1951)	建設省告示 第 177号	254ha	都市水利 施設	S25~S27	・事業認可(一部)を 受けるも都市計画事 業として実施せず
	②	S36. 11. 22 (1961)	建設省告示 第2697号		都市水利 施設		・計画決定の変更(安 居川、新安居川の分 離)に伴い廃止

下水道の 名称	経過	告示年月日	告示番号	排水面積	区分	施工期間	備考
西口下水路	①	S29. 4. 19 (1954)	建設省告示 第 440号	98ha	都市水利 施設	S28	
	②	S30. 12. 26 (1955)	建設省告示 第1537号	98ha	都市水利 施設	S30~S31	
	③	S31. 10. 27 (1956)	建設省告示 第1729号	98ha	都市水利 施設	S31	・(完了)
蔵の谷下 水路	①	S34. 3. 31 (1959)	建設省告示 第 730号	14ha	都市水利 施設	S33	
新安居川 下水路	①	S36. 11. 22 (1961)	建設省告示 第2697号	157ha	都市水利 施設	S36~S39	・(完了)
深谷下水路	①	S39. 3. 25 (1964)	建設省告示 第 817号	52ha	都市水利 施設	S38~S42	
	②	S42. 12. 21 (1967)	建設省告示 第4335号	52ha	都市下水路	S38~S44	
	③	S45. 3. 25 (1970)	大阪府告示 第 339号	52ha	都市下水路	S39. 3. 25 ~S47. 3. 31	・施行期間の延長 (完了)
鎮守川都 市下水路	①	S47. 2. 7 (1972)	大阪府告示 第 155号	144ha	都市下水路	S47. 2. 7 ~S51. 3. 31	
	②	S51. 3. 24 (1976)	大阪府告示 第 437号	144ha	都市下水路	S47. 2. 7 ~S53. 3. 31	・雨水幹線に転用